

教 育 課

(学 校 教 育)

学校教育指導の方針と重点	10
活用してほしい資料一覧	21
生徒指導推進要綱	29
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	30
特別支援教育巡回相談員の訪問	31
特別支援教育専門家チームの設置	33
事故、感染症等の報告	34
1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	34
2 感染症、食中毒等の場合	35
3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	36
4 その他	36
送付票〔様式1〕	37
(麻しん・風しん)の発生及び措置状況〔様式2-1〕	38
食中毒・経口感染症等の報告(市町村立)	39

学校教育指導の方針と重点

「方針」を踏まえて11の「重点」と「実践の強調点」を設定し、児童生徒の命に関わる項目には◎を表示しています。

この「重点」の「実践の強調点」は、管内指導主事全員協議会で協議し、設定したものです。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

重 点

1 授業の充実

- 1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 2 学習環境づくりと学習習慣の確立
- 3 指導と評価の一体化を目指した学習評価

2 道徳教育の充実

- 1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実
- 2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- 3 郷土を愛する心を育む指導の充実

3 特別活動の充実

- 1 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画の工夫
- 2 話し合いを生かした学級活動の充実
- 3 自発的・自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫
- 4 創意工夫を生かした学校行事の工夫
- 5 協力して興味・関心を追求するクラブ活動の工夫（小学校）

4 体育・健康教育の充実

- 1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- 2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実
- ◎3 食に関する指導の充実
- ◎4 安全管理及び安全教育の充実

5 生徒指導の充実

- 1 児童生徒のよさを伸ばし社会的資質・能力の発達を支える協働的な指導体制の充実
- 2 生徒指導の実践上の視点を意識した授業や学年・学級経営の充実
- 3 チームで取り組む教育相談の充実
- ◎4 いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

6 キャリア教育の充実

- 1 キャリア教育における指導体制の整備・充実
- 2 キャリア・パスポートを活用した指導の充実
- 3 啓発的体験活動の充実

7 特別支援教育の充実

- 1 校内支援体制の充実
- 2 個別の指導計画等の活用による指導の充実
- 3 家庭、地域社会及び関係機関との連携

8 環境教育の推進

- 1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- 2 環境に関わる体験活動の充実

9 国際化に対応する教育の推進

- 1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- 2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- 3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

10 情報化に対応する教育の推進

- 1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- 2 学習指導におけるICTの効果的な活用
- 3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

11 研修の充実

- 1 「教員等の資質の向上に関する指標」や研修履歴を活用した研修の推進
- 2 教職員の資質の向上を図る校内研修体制の整備・充実
- 3 実践的研究の充実

学校教育指導の方針と重点

この学校教育指導の方針と重点は、学習指導要領、青森県で定めた「青森県教育施策の方針」、
「令和6年度学校教育指導の方針と重点」を基に、『上北の教育』の重点に係る調査及び管内小・
中学校の現状を踏まえ、管内指導主事全員協議会で協議し、設定したものである。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り
拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創
意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

上北の学校教育においては、こどもたちが社会の中で自立するための力を身に付け、国内外
で活躍できる人財として成長できるよう、「生きる力」の育成を目指し、その構成要素である
確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視している。そして、これまでも、こどもたち
が自ら学び自ら考える力や他者と協調し他者を思いやる心、たくましく生きるための健康や体
力などを育む教育の推進に取り組んできている。

今後の学校教育においては、複雑で予測困難な時代の中でも、こどもたちが、社会の変化に
主体的に関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福
な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、必要な力を育てていくことが重要
である。こうした力は、「生きる力」そのものであり、今後も、「生きる力」の育成を図るとと
もに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志の実現に向けた教育を展開することが必要である。

各学校においては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成
を目指すのかを、資質・能力の三つの柱を踏まえながら明確にし、具体的で評価可能な教育目
標を設定する必要がある。その上で、教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方
針を、家庭や地域社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要
である。また、資質・能力を育むための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改
善を通して、創意工夫を生かした特色のある教育活動を展開するとともに、教育活動の質を向
上させ学習の効果の最大化を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求めら
れる。

なお、上北管内における喫緊の課題として、不登校児童生徒や、発達障がい等の多様な背景
をもつ児童生徒への支援が挙げられる。発達支持的生徒指導[※]としての「魅力ある学校づくり」
を進めるなどして、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・
主体的に成長や発達する過程を支える教育活動を展開するとともに、家庭、地域社会及び関係
機関と連携・協力していくことが重要である。

学校教育の成否は、直接の担い手である教員の資質によるところが大きい。各学校において
は、教員の働き方改革を進めていくとともに、日常の研究・研修に関わる取組や相互のコミュ
ニケーションを通して、教員の資質の向上を図り、より望ましい教育の創造を目指していくこ
とが大切である。

※発達支持的生徒指導（生徒指導提要p20等参照）

児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員
がいかに支えていくかという視点に立つ。

重点 1

授業の充実

実践の強調点

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

児童生徒が主体となる授業のために

- (1) 内容や時間のまとまりの中で、児童生徒が考える場面と教師が教える場面の組み立てを考え、授業の計画を立てる。
- (2) 問題解決的な学習を重視し、次の事項を意識して指導方法を工夫する。
 - ・必然性・必要感のある「めあて（学習課題）」の設定
 - ・解決方法や学習の方向性を見通す場の設定
 - ・個に応じた指導の工夫
 - ・考えを広げ深める対話的な学びの工夫
 - ・各教科等の「見方・考え方」を働かせて考えさせる場の工夫
 - ・学習内容の定着を図る「まとめ（めあてに正対する答え・結論・活動等）」の場の設定
 - ・目的に応じた「振り返り」の場の設定（例えば、成長や変容に気付かせる、次時につなげる、関連付ける、学習・指導改善に生かす等）

2 学習環境づくりと学習習慣の確立

児童生徒の学びがさらに充実するために

- (1) 学校図書館やICTを日常的・効果的に活用する。
- (2) 学び方を身に付けさせ、家庭と協力しながら学習習慣の確立に向けた取組を工夫する。

3 指導と評価の一体化を目指した学習評価

児童生徒の学習改善と教師の指導改善のために

- (1) 指導に生かす評価と記録に残す評価を授業の計画に位置付け、評価の観点を明確にした授業を行う。
- (2) 児童生徒の学習の状況や学習指導要領の趣旨を踏まえ、年間指導計画及び評価規準を見直す。

重点 2

道徳教育の充実

実践の強調点

1 道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

全教職員が全体計画を共通理解して、教育活動全体を通じて道徳教育を行うために

- (1) 校長の経営方針の下、道徳教育推進教師を中心に指導体制を整備する。
- (2) 各教科等の指導内容や育成する資質・能力との関連に着目して、道徳教育の全体計画及び別業を見直す。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

道徳科の授業における指導の効果を高めるために

- (1) 道徳科の特質を踏まえた問題解決的な学習や体験的な学習などを適切に取り入れた多様な指導方法を工夫する。
- (2) 年間指導計画に授業の反省を記入するなど、指導の効果を振り返り、改善につなげる活用を工夫する。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

豊かな文化、伝統を大切にし、社会に貢献する能力や態度を養うために

- (1) 家庭や地域社会との共通理解に基づく、連携・協力体制の整備・充実を図る。（道徳教育の方針や計画の公表、道徳科授業の公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定等）
- (2) 郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史等を扱った教材を活用する。（教科書や県、市町村教育委員会で作成した教材等）

特別活動の充実

実践の強調点

- 1 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画の工夫**
教育活動全体を見通した全体計画、年間指導計画にするために
 - (1) 各活動・行事において、三つの視点（人間関係形成、社会参画、自己実現）を踏まえ、育成したい資質・能力を明確に位置付けた計画を作成する。
 - (2) 内容相互の関連及び各教科等との関連について全教職員で共通理解する。

- 2 話し合いを生かした学級活動の充実**
「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげる学習過程にするために
 - (1) 全教職員で、次の学習過程を共通理解する。
 - ① 問題の発見・確認
 - ② 解決方法の話し合い
 - ③ 解決方法の決定
 - ④ 決めたことの実践
 - ⑤ 振り返り※実践の振り返りだけではなく、①から③の過程も含めて振り返る。
 - (2) 各活動の振り返りでは「次の課題解決」や「よりよい自分」につなげるよう工夫する。

- 3 自発的・自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫**
児童生徒が協力して目標を達成する児童会活動・生徒会活動にするために
 - (1) 児童生徒の発想や創意工夫を大切にしつつ、実態や状況に応じた指導を行う。
 - (2) 指導や評価の方法について、全教職員が共通理解した上で指導にあたる。

- 4 創意工夫を生かした学校行事の工夫**
効率的で効果的な学校行事にするために
 - (1) 学校行事の指導において、各教科等との関連をもたせる。
 - (2) 各行事のねらいや目的に応じて、関連させたり統合したりする。

- 5 協力して興味・関心を追求するクラブ活動の工夫（小学校）**
児童が協力して運営できるクラブ活動にするために
クラブ活動の学習過程及び指導や評価の方法について全教職員が共通理解した上で指導する。

重点 4

体育・健康教育の充実

実践の強調点

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために

- (1) 児童生徒が自己の課題を見付け、思考し判断しながら解決できるような学習過程とする。
- (2) 児童生徒が仲間とともに多様な運動に親しむことができる場や時間を設定する。
- (3) 地域スポーツ活動の情報を提供するなど、家庭、地域社会及び関係機関と連携し、運動の習慣に努める。

2 健康な生活を積極的に実践できる指導の充実

生涯にわたって健康な生活を営むために

- (1) 児童生徒が健康に関して自分事として受け止め、適切な意思決定・行動選択をするための実践に取り組む。
- (2) 学校保健計画に基づき、家庭、地域社会及び関係機関と連携して、健康課題の解決を進める。

3 食に関する指導の充実

生涯にわたって健全な食生活を実践するために

- (1) 学習した内容が日常生活に生かされるような食に関する指導の全体計画①②の作成に努める。
- ◎(2) 児童生徒の食物アレルギーの把握、食に関する危機管理のための体制整備等、衛生・安全面に万全を期す。

◎4 安全管理及び安全教育の充実

「生活安全」「交通安全」「災害安全」に加え、性犯罪などSNSに起因する「現代的な課題」に対応した総合的な安全対策を講ずるために

- (1) 各学校の実情に応じた学校安全計画及び危機管理マニュアルを教職員間で共通理解する場や評価・見直しする場を設定する。
- (2) 自他の生命尊重意識を基盤とし、安全に行動するための発達の段階に応じた指導を行う。
- (3) 家庭、地域社会及び関係機関と連携して、児童生徒の安全を確保する体制整備に努める。

「◎」…命に関わる項目

生徒指導の充実

実践の強調点

1 児童生徒のよさを伸ばし社会的資質・能力の発達を支える協働的な指導体制の充実

児童生徒の自己指導能力の獲得を支えるために

- (1) 生徒指導の方針・基準を明確化・具体化し、適切な評価と見直しを行う。
- (2) 「生徒指導提要」改訂の趣旨を踏まえた実践的な校内研修を行い、教師の指導力、学校の組織的対応力を高める。
- (3) 学校間、家庭、地域社会及び関係機関と情報を共有し、児童生徒の特性や状況に応じた支援を行う。

2 生徒指導の実践上の視点を意識した授業や学年・学級経営の充実

児童生徒が主体的に行動することや、多様な他者と協働して学んだり生活したりすることの重要性を実感するために

- (1) 児童生徒一人一人がお互いの意見や考えを大切にできる授業実践や学年・学級経営を行う。
- (2) 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる共感的な人間関係を育成する。
- (3) 児童生徒による安心できる学校風土づくりの場を設定する。

3 チームで取り組む教育相談の充実

児童生徒が自分らしさを発揮し、将来において社会的な自己実現ができるために

- (1) 発達支持的な生徒指導を意識し、日常的な関わりを通して教育相談を行う。
- (2) チーム支援体制をつくり、一貫した支援を行う。
- (3) 児童生徒一人一人に対してアセスメントに基づき外部専門家と連携し、対応の仕方について協議しながら支援する。

◎4 いじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

いじめについて未然防止・早期発見・早期対応をするために

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けて、児童生徒が主体となるいじめ防止活動の場を設定する。
- (2) 日頃の観察、教育相談、アンケート等から児童生徒の変化に対する感度を高め、積極的な認知を進める。
- (3) 学校と家庭、地域社会及び関係機関が連携し、より実効的な組織体制を構築する。

「◎」…命に関わる項目

重点 6

キャリア教育の充実

実践の強調点

1 キャリア教育における指導體制の整備・充実

キャリア教育を教育活動全体で進めるために

- (1) 学級活動をキャリア教育の要として位置付けた全体計画及び年間指導計画の作成や見直しを行う。
- (2) キャリア教育で育む資質・能力や具体的な指導場面等について、キャリア教育担当教師を中心に、教職員相互の話合いや情報交換を積極的に行う。

2 キャリア・パスポートを活用した指導の充実

児童生徒が主体的にキャリア形成するために

- (1) 将来の夢や目標の実現に向け、学習や活動の内容を記録し振り返る場を、学級活動等の中に位置付けて指導する。
- (2) キャリア・パスポートを活用した指導に取り組み、教師による対話的な関わりを大切にする。
- (3) キャリア・パスポートを活用したキャリア・カウンセリングを、教育相談や二者・三者面談等の機会を通して実施する。

3 啓発的体験活動の充実

児童生徒が発達の段階に応じた勤労観・職業観を育むために

- (1) 事前・事後指導を工夫し、明確なねらいと見通しがもてる体験活動を実施する。
- (2) 家庭、地域社会及び関係機関と目標やビジョンを共有することに努め、連携・協力して体験活動を実施する。

重点 7

特別支援教育の充実

実践の強調点

1 校内支援体制の充実

全教職員で、障がい等の特性に応じた指導・支援について共通理解するために

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の協議内容を共有する。
- (2) 特別支援教育に関する研修を推進する。
- (3) 障がいの種類や程度等に応じた適切な教育課程を編成する。

2 個別の指導計画等の活用による指導の充実

障がい等の特性に応じた指導・支援を充実させるために

- (1) 特別支援学級在籍や通級による指導を受ける児童生徒に対し、個別の指導計画等を基に、自立活動を中心とする指導を行う。
- (2) 通常の学級に在籍する障がい等のある児童生徒に対し、個別の指導計画等を基に、困難さに応じた指導・支援を行う。
- (3) 目的や評価を明確にした交流及び共同学習を実施する。

3 家庭、地域社会及び関係機関との連携

共生社会の形成に向けて、家庭、地域社会及び関係機関とより一層の連携を図るために

- (1) 家庭や地域社会へ、特別支援教育に関する情報を発信する。
- (2) 将来の自立や社会参加に向けた、家庭、地域社会及び関係機関と連携した支援を積極的に行う。

重点 8

環境教育の推進

実践の強調点

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

児童生徒に、環境に関する課題の解決に向けて自ら考える力を身に付けさせるために

- (1) 全教職員で、学習指導要領等における環境教育の主な内容を共通理解する。
- (2) 教科等の関連を踏まえ、指導内容や指導方法を工夫する。
- (3) 地域の特色を生かした効果的で継続的な指導に取り組む。

2 環境に関わる体験活動の充実

環境保全に主体的に取り組む態度を育成するために

- (1) 体験活動にあたり、身に付けさせたい力を明確にし、日常化につなげる事前・事後指導を計画的・組織的に行う。
- (2) 体験活動のねらいを家庭や地域社会と共有し、それぞれの教育機能を生かして連携する。

重点 9

国際化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養するために

- (1) 郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等の素材を活用し、教育活動全体を通して計画的に指導する。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付かせ、国際協調の精神を育むよう工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

外国語を通じたコミュニケーション能力を育成するために

- (1) 外国語指導助手等を効果的に活用する。
- (2) 各学年の領域に応じた、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を充実させる。
- (3) 小・中学校間における、学びの連続性を意識して指導する。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

異なった文化や習慣を理解させるために

- (1) 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対して、計画的・継続的な日本語指導や生活適応指導を行う。
- (2) 外国語指導助手や地域に暮らす外国人、外国生活経験者と交流活動をしたり、児童生徒が異なる文化に触れたりする機会を設ける。

重点 10

情報化に対応する教育の推進

実践の強調点

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

情報活用能力の系統的な育成のために

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成に向け、発達の段階や校種間の接続を踏まえた系統的な情報教育が展開されるよう、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- (2) 各校の実態に応じて、授業でICTを活用すること、児童生徒にICTを活用させること、情報モラルを指導すること等に関する校内研修体制を整備する。

2 学習指導におけるICTの効果的な活用

児童生徒の主体的な学習を支えるために

課題解決時に必要な情報を得たり、情報を整理・比較したり、情報を発信・伝達したりするなど、ICTの特性を生かした学習活動（クラウド活用を含む。）を学習過程に位置付ける。

3 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

日々変化する情報社会の特性を理解し、情報を正しく安全に利用させるために

- (1) 児童生徒の発達の段階や利用状況の実態に応じて、作成した指導計画の見直しや更新を図り、計画的・継続的に指導する。
- (2) 指導の内容等について家庭との共通理解を図り、地域、関係機関とも連携しながら計画的・継続的に指導する。

重点 11

研修の充実

実践の強調点

1 「教員等の資質の向上に関する指標」や研修履歴を活用した研修の推進

教職員が必要な学びを主体的にマネジメントしていくために

- (1) 教職員は指標の趣旨や内容を理解する。
- (2) 管理職は教員一人一人との対話の中で、専門職として調和の取れた研修に取り組めるよう、指標と研修履歴を活用しながら指導助言を行う。
- (3) 教職員は自らに必要な学びを俯瞰的かつ客観的に理解するとともに、新たな目標の設定、実践、振り返りを繰り返しながら、研修に励む。

2 教職員の資質の向上を図る校内研修体制の整備・充実

教職員の資質の向上を図る研修を進めるために

- (1) 管理職は教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備する。
- (2) 教職員は同僚性を発揮し、担当学年・教科・分掌の枠を超えて学び合う。

3 実践的研究の充実

自校の教育課題解決のために

- (1) 研究のねらいや目指す児童生徒像、評価・検証方法を明確に設定し、実践的研究に取り組む。
- (2) 研究で得た成果や課題を一般化し、日常の実践や授業改善につなげる。
- (3) 地域の教育資源や学習環境を活用するなど、特色を生かした教育活動を展開する。

活用してほしい資料一覧

1 授業の充実

○学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料
(令和3年3月 文部科学省)



○指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料
(令和2年 国立教育政策研究所)



○全国学力・学習状況調査報告書・調査結果資料
(令和5年 国立教育政策研究所)



○使ってみよう学力調査 調査問題活用の参考資料
(令和2年10月 国立教育政策研究所)



○令和5年度学習状況調査実施報告書
(令和5年12月 青森県教育委員会)



○言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】・【中学校版】
(平成23年 文部科学省)



○新しい時代を主体的に切り拓く小中学生育成支援事業 研究実践校報告書集
(平成31年3月 青森県教育委員会)



①学びの質を高める授業スタンダード
(令和2年3月 青森県教育委員会)



①

②学びの質を高める授業スタンダード実践編
(令和3年3月 青森県教育委員会)



②

○発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～
(平成30年3月 国立教育政策研究所)



2 道徳教育の充実

○道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」
(平成25年3月 青森県教育委員会)



①「私たちの道徳」活用のための指導資料 (小学校)



①

②「私たちの道徳」活用のための指導資料 (中学校)
(平成26年11月 文部科学省)



②

○道徳教育アーカイブ～「特別の教科 道徳」の全面実施～
(平成29年5月 文部科学省)



3 特別活動の充実

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）教師用指導資料
(平成30年12月 国立教育政策研究所)
- 小学校特別活動映像資料学級活動編
(令和4年3月 国立教育政策研究所)
- 学校文化を創る特別活動（中学校・高等学校編）
(令和5年5月 国立教育政策研究所)



※サイト内中段
「特別活動指導資料」

4 体育・健康教育の充実

【体育関係】

○運動部活動の指針(平成30年12月 青森県教育委員会)

○小学校体育(運動領域)指導の手引～美しく身に付く体育授業～
(令和4年4月 文部科学省)



【学校保健関係】

○「未来を担う子ども健康生活推進事業」～健康副読本
(平成24年2月 青森県教育委員会)



○薬物乱用防止教室マニュアル〔26改訂〕
(平成27年3月 日本学校保健会)



○がん教育推進のための教材・補助教材
(令和3年3月一部改訂 文部科学省)



○外部講師を活用したがん教育ガイドライン
(令和3年3月一部改訂 文部科学省)



○改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引
(平成31年3月 文部科学省)



○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引
(令和2年3月 文部科学省)



-
- 「ギャンブル等依存症」などを予防するために
(平成31年3月 文部科学省)



【食に関する指導関係】

-
- 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 ～チーム学校で取り組む食育推進の
PDCA～
(平成29年3月 文部科学省)



-
- 学校におけるアレルギー疾患対応指針
(平成30年2月 青森県教育委員会)

-
- 食に関する指導の手引 第二次改訂版
(平成31年3月 文部科学省)



【学校安全関係】

-
- 防災安全の手引(二訂版)
(平成26年3月 青森県教育委員会)

-
- 第3次学校安全の推進に関する計画
(令和4年3月 文部科学省)



-
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き
(平成30年2月 文部科学省)



-
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成31年3月 文部科学省)



-
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン+学校安全推進
のための教職員向け研修・訓練実践事例集
(令和4年2月 文部科学省)



5 生徒指導の充実

-
- 生徒指導提要
(令和4年12月 文部科学省)



-
- いじめ対応の手引き
(平成31年3月 青森県教育委員会)



○いじめに対する理解を促す動画教材
(令和4年6月 文部科学省)



○ネット安全利用啓発リーフレット「インターネットで キズつけない キズつかない」
(令和元年7月 青森県いじめ問題対策連絡協議会)



○ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント
(令和6年1月 こども家庭庁)



○「生徒指導リーフ」シリーズ (国立教育政策研究所)
・Leaf19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順
・Leaf20 アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる
・Leaf22 不登校の数を「継続数」と「新数」とで考える 等



○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
(平成22年3月 文部科学省)



○子供に伝えたい自殺予防 - 学校における自殺予防教育導入の手引 -
(平成26年7月 文部科学省)



○保護者や地域からの要望等への対応の手引き
(令和3年7月 青森県教育委員会)

○あおもり子ども・若者支援機関マップ
(青森県環境生活部青少年・男女共同参画課)



6 キャリア教育の充実

○進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料
(平成21年3月～ 国立教育政策研究所)



※「2 進路指導関係」

○小学校キャリア教育の手引き
(令和4年3月 文部科学省)
○中学校・高等学校キャリア教育の手引き
(令和5年3月 文部科学省)



○生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈総論編〉
(平成24年3月 青森県教育委員会)
○生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会 キャリア教育の指針〈実践編〉
(平成26年3月 青森県教育委員会)



○「キャリア教育」資料集 研究・報告書・手引編 平成30年度版
・キャリア教育リーフレットシリーズ特別編 キャリア・パスポート特別編1～6
(平成30年5月～ 国立教育政策研究所)



○あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～
(令和2年1月 青森県教育委員会)



○令和元・2年度地域と連携したキャリア教育推進事業キャリア形成育成プログラム
指導事例集
(令和3年3月 青森県教育委員会)



7 特別支援教育の充実

○特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための
教育相談ガイドブック
(令和4年3月 青森県教育委員会)



8 環境教育の推進

○環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕
(平成26年10月 国立教育政策研究所)
○環境教育指導資料〔中学校〕
(平成28年12月 国立教育政策研究所)



※サイト下段参照

○こども環境白書2019
(平成31年2月 環境省)



○環境学習Station 環境教育に役立つサイト
(環境省)



○環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」
(令和4年3月 環境省)



9 国際化に対応する教育の推進

○小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック
(平成29年6月 文部科学省)



○中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック
(平成30年3月 青森県教育委員会)



○青森県版中学校英単語集 VERSION V
(平成30年6月 青森県教育委員会)



○小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック
(平成31年3月 青森県教育委員会)



○Youtubeチャンネルmextchannel「外国語教育はこう変わる！」動画リスト
(文部科学省)



○帰国・外国人児童生徒教育情報 (文部科学省)
・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について
・情報検索サイト「かすたねっと」へのリンク (参考資料)



○外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて (文部科学省)
・外国人児童生徒等教育に関する研修用動画について
・外国人児童・保護者向け動画
「はじめまして！今日からともだち」「おしえて！日本の小学校」について



○外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (文部科学省)



○青森県版 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック
(2023年3月 弘前大学教育学部多文化リソースルーム)



10 情報化に対応する教育の推進

○情報化社会の新たな問題を考えるための教材
(令和2年 文部科学省)



○小学校プログラミング教育の手引 (第3版)
(令和2年2月 文部科学省)



○教育の情報化に関する手引 ー追補版ー
(令和2年6月 文部科学省)



○各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料
(令和2年9月 文部科学省)



○インターネットトラブル事例集 (2023年版)
(令和5年 総務省)



○小学校を中心としたプログラミング教育ポータル
(文部科学省、総務省、経済通産省)



○StuDX Style スタディーエックス スタイル
(文部科学省)



○教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドライン
(令和4年3月 文部科学省)



- ① (旧) 子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト～
② (新) きみの好き！応援サイト たのしく学び隊
(文部科学省)



①

②

○リーディングDXスクール
(文部科学省)



○生成AIの利用について
(文部科学省)



11 研修の充実

○校長及び教員の資質の向上に関する指標等について
(青森県教育委員会)



○資質の向上に関する指導助言について ※研修のあしあとシート
(青森県教育委員会)



○NITS研修動画 (独立行政法人教職員支援機構)

- ①校内研修シリーズ
②研修プランシリーズ
③基礎的研修シリーズ



①

②

③

①校内研修活性化のためのアイデアブック
(平成28年3月 青森県総合学校教育センター)

②校内研修活性化のためのツールブック
(平成28年3月 青森県総合学校教育センター)



①

②

12 その他

【総合的な学習の時間】

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)
(令和3年3月 文部科学省)

○今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)
(令和4年3月 文部科学省)



【複式教育】

①第39集 へき地・複式教育ハンドブック (一般編)
(平成31年3月 青森県教育委員会)

②第40集 へき地・複式教育ハンドブック (事例編)
(令和4年3月 青森県教育委員会)



①

②

【社会教育】

- これからの学校と地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～
(令和2年3月 文部科学省)
- 地域学校協働活動パンフレット
(令和元年7月 文部科学省)
- コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～
(平成30年9月 文部科学省)



関連資料・パンフレット

-
- コミュニティ・スクールのつくり方～「学校運営協議会」設置の手引き
令和元年度改訂版～
(令和2年10月 文部科学省)



-
- つながろう！ひろげよう！みんなで作る地域学校協働活動 地域学校協働活動ハンドブック～実践編～ (令和5年1月 青森県教育委員会)
 - 今がその時！みんなで作る地域学校協働活動ー地域学校協働活動ハンドブックー
(平成31年3月 青森県教育委員会)



※ 読み取り用二次元バーコードは、令和6年3月1日時点のもの

生徒指導推進要綱

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目ざすとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推進事項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連絡を密にし、協力を得て指導すること。

III 推進内容

1 推進事項1について

- (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
- (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
- (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。

2 推進事項2について

- (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
- (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。

3 推進事項3について

- (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
- (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
- (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。

4 推進事項4について

- (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
- (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
- (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

1 スクールカウンセラー配置・派遣事業

(1) 目的

児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの生徒指導上の様々な課題に適切に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣し、教育相談体制の充実を図る。

(2) 計画的に派遣するスクールカウンセラー

スクールカウンセラー配置・派遣事業実施要項に基づき、管内全ての市町村立小・中学校に派遣する。

(3) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

ア 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育庁学校教育課にスクールカウンセラー緊急派遣申請書を提出する。

ウ 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月にかかる場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに上北教育事務所へ1部ずつ提出する。

エ 庶務

スクールカウンセラーの報酬及び費用弁償及び手当の支給並びに社会保険法、厚生年金法に規定する保険料に関する手続は県教育庁学校教育課が行う。労働者災害補償保険法に関する手続は、上北教育事務所が行う。

2 スクールソーシャルワーカー配置事業

(1) 目的

いじめ、不登校、こどもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取り巻く環境からその状況の改善を図ることを目的として、福祉や教育に関して専門的な知識や技能を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と家庭や関係機関とのネットワーク構築や、その支援を行う。

スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 関係機関等とのネットワーク構築・連携・調整
- (2) 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- (3) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (4) 教職員等への研修活動

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

ア 派遣

スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項に基づき、必要に応じて管内の小・中学校及び関係機関等にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

イ 派遣申請手続

市町村教育委員会は、上北教育事務所にスクールソーシャルワーカー派遣申請書を提出する。

ウ 庶務

スクールソーシャルワーカーの報酬の支給及び費用弁償並びに災害補償に関する手続は、上北教育事務所が行う。

手続等の詳細については、市町村教育委員会又は上北教育事務所担当指導主事までお問い合わせください。

特別支援教育巡回相談員の訪問

1 趣旨

特別支援教育の知見と経験を備えた特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」）を設置し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の担任等の支援と校内支援体制の充実を図る。

2 巡回相談員の訪問内容

(1) 訪問内容

- ①授業参観、児童生徒観察、協議等を通して、担任への助言・援助
- ②校内支援体制に関する助言・援助
- ③校内研修、ケース会議等への情報提供

(2) 訪問期間・・・原則として、6月～12月の平日の午後

(3) 訪問回数・・・1つの相談内容につき2回程度

(4) 訪問についての留意事項

- 通常学級の担任も訪問を要請できる。
- 巡回相談員は、児童生徒に直接指導はしないものとする。
- 変容の把握や訪問後のケア等のため、1つの相談内容につき、計2回要請すること。
- 特別支援の未経験者は可能な限り、要請すること。（自校で研修可能な場合は除く）
- 同じ学級に在籍する複数児童生徒の対応についての相談ができる。
- 以下の場合、上北教育事務所担当者に相談すること。
 - ・校内に、相談したい学級担任が複数いる場合
 - ・訪問回数を2回よりも増やしたい場合
 - ・年度途中で巡回相談員訪問の必要が生じ、要請したい場合
- 管理職・関係職員は、訪問終了後に助言・援助内容について情報共有を行うこと。
- 助言・援助内容は、校内委員会等により全職員間で共有し、指導に生かすこと。

3 要請手続き

(1) 提出書類・・・①派遣要請書（様式第1-1号）

②フェイスシート（様式第1-2号）※対象児童生徒毎に作成する

(2) 提出先

管内小・中学校・・・・・・・・市町村教育委員会に各2部提出
三本木高等学校附属中学校・・・上北教育事務所に各2部提出

(3) 提出期限・・・令和6年4月19日（金）

- ・期限以降も要請できる。（12月まで）
- ・計画的な訪問のため、上記の期限を設け、一旦要請を取りまとめる。
- ・提出書類の様式は、各学校に電子データで送付する。（上北教育事務所HPからのダウンロードが可能）

(4) 訪問開始までの流れ

- 5月上旬・・・担当する巡回相談員を関係校に連絡
- 5月中旬・・・要請校と巡回相談員で訪問日時を調整
※要請校から先に連絡し、助言希望事項や児童生徒の現状等を伝える。
- 5月下旬・・・訪問開始について正式通知
- 6月上旬・・・順次訪問を開始

4 訪問終了後の提出書類

- (1) 提出書類・・・巡回相談員活用報告書（様式3） ※訪問日ごとの提出
- (2) 提出先

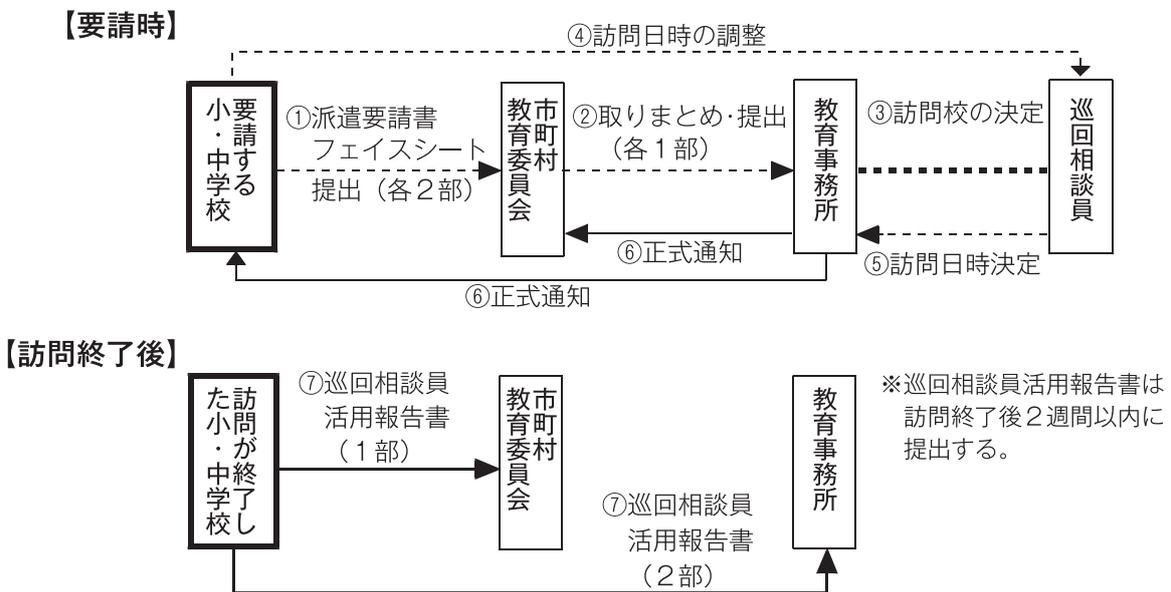
管内小・中学校・・・・・・・・・・市町村教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出
三本木高等学校附属中学校・・・青森県教育委員会に1部、上北教育事務所に2部提出

- (3) 提出期限・・・訪問終了後2週間以内

5 その他

- ・巡回相談員の学校を訪問して助言・援助を受けることもできる。（学校配分旅費）
- ・巡回相談員の訪問に係る旅費は、上北教育事務所が負担する。

【参考】 小・中学校における巡回相談の流れ



※巡回相談員設置要綱により、要請時と訪問終了後では、書類の提出先と部数が異なる。
 ※三本木高等学校附属中学校は、上記の表と異なる提出方法であるため、上北教育事務所担当者との確認の上で進めること。

特別支援教育専門家チームの設置

1 特別支援教育専門家チーム設置要項（抜粋）

○ 設 置

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する発達がい害を含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を、専門的立場から支援するとともに、各校の校内支援体制の整備及び支援の充実を図るために、専門家チームを設置する。

○ 委 嘱

専門家チームの委員は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 大学教員 (2) 県教育委員会指導主事 (3) 学識経験者

○ 職 務

専門家チームは、次の職務を行う。

- (1) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の指導内容・方法、学級経営等に関する学級担任等への助言・援助
- (2) 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校内支援体制の整備に関する助言
- (3) 発達障がい等の障がい理解や支援に関する情報提供及び理解啓発
- (4) その他発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の校内支援体制に関すること

○ 派遣要請（公立幼稚園、小学校、中学校の場合）

公立幼稚園長、小・中学校長は、設置者である市町村教育委員会を通して特別支援教育専門家チーム派遣要請書（第1号様式）により、県教育長へ派遣を要請するものとする。

○ 派 遣

県教育長は、専門家チームの派遣要請を受け、必要と認める場合、専門家チームの委員を公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ派遣するものとする。

○ 派遣に関する旅費

専門家チームの委員の派遣旅費は、県教育庁学校教育課が負担する。

2 専門家チームの派遣手続き

(1) 公立小・中学校

公立小・中学校の校長は、専門家チームの助言等を必要とする場合は、専門家チーム派遣要請書（第1号様式）を市町村教育委員会教育長へ3部提出すること。

(2) 市町村教育委員会

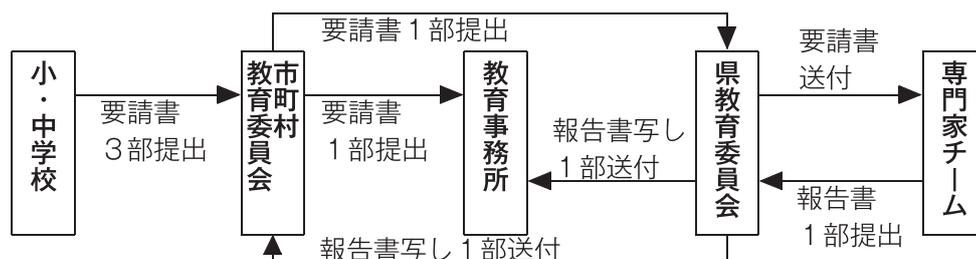
市町村教育委員会は、公立小・中学校から提出された要請書3部のうち、それぞれ各1部を県教育委員会教育長及び教育事務所宛てに提出すること。

また、もう1部は市町村教育委員会で保管すること。

(3) 専門家チームの報告書について

県教育委員会は、専門家チームから提出された報告書の写しを、関係する市町村教育委員会教育長及び教育事務所宛て送付する。

市町村教育委員会及び教育事務所は、報告書を保管すること。



※ 専門家チーム派遣要請書（第1号様式）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

事故、感染症等の報告

1 児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合

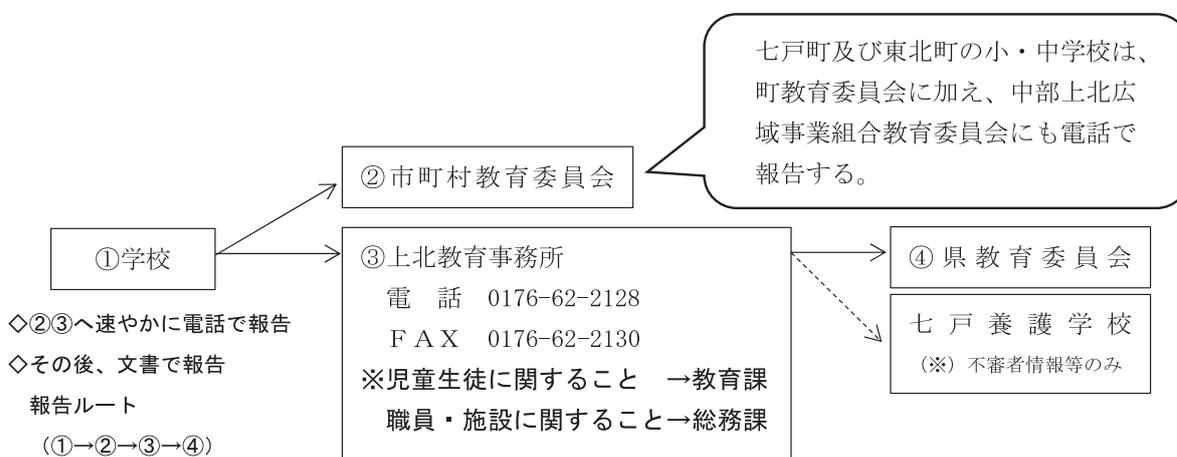
「主な事故等」

各種事故、事件、違反、生徒指導上の問題行動等
火災、地震、台風、津波、弾道ミサイル等

左記に関し、以下(1)又は(2)のどちらに当たるかを判断し報告する。

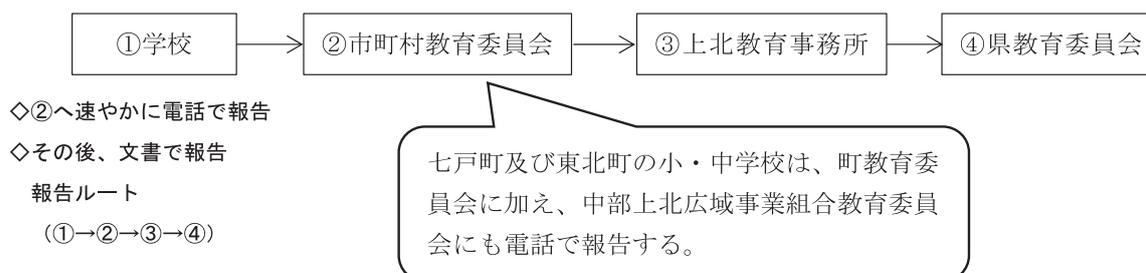
(1) 緊急を要する場合

- ・ 自然災害等により、人的被害や学校施設等に甚大な被害があった場合、臨時休業や時間短縮の措置をとった場合
- ・ 重大な事故や事件等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- ・ 職員が重大な交通違反や人身事故等を起こした場合



(2) 緊急を要しない場合

- ・ 自然災害等により、学校施設等に被害があった場合
震度5弱以上(※)の地震の場合は、被害なしでもその旨を速やかに報告する。
(※各市町村における震度)
- ・ 軽微な事故等が発生し、緊急車両等を要請した場合
- ・ 職員が軽微な交通違反や物損事故等を起こした場合

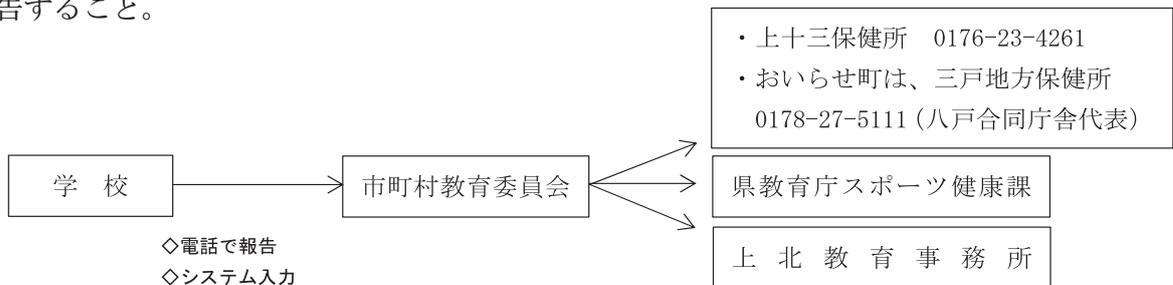


2 感染症、食中毒等の場合

下記(1)~(3)について、生命に関わる症状を呈した場合や報道発表が予想される場合は、学校から上北教育事務所にも、直接電話で報告する。様式等の提出は、(1)~(3)に記載の方法による。

(1) 集団かぜ（インフルエンザ様症状）・新型コロナウイルス感染症の発生時

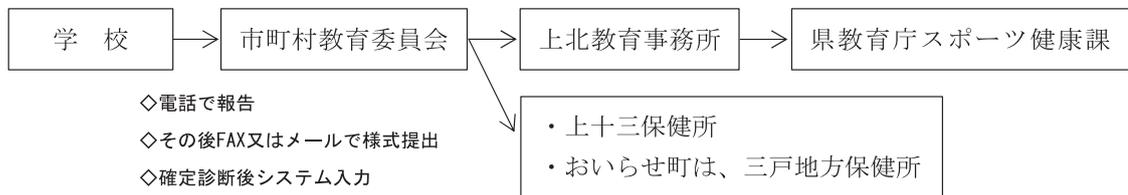
学校において集団的な措置（臨時休業等）をとる場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に必要事項を入力し、PDFを作成後、市町村教育委員会へ電話で報告する。
- ② 市町村教育委員会は、保健所、県教育庁スポーツ健康課及び上北教育事務所へ電話で報告する。

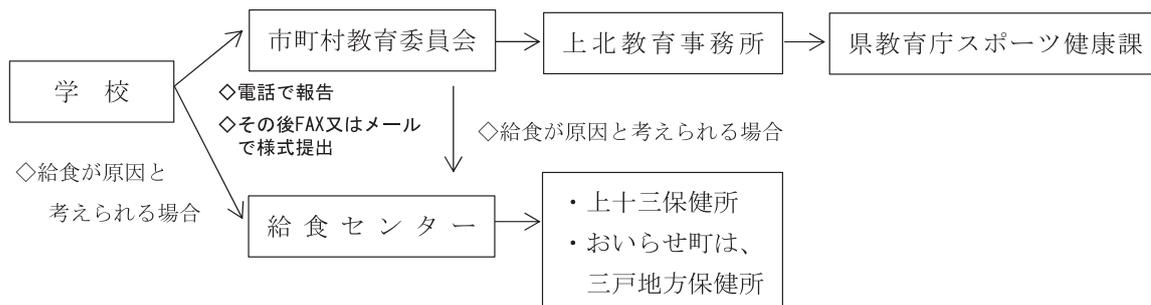
(2) 麻しん・風しんの発生時

欠席等の連絡があった場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



- ① 学校は、市町村教育委員会へ電話で報告した後、FAX又はメールで送付票（様式1）（P37）を提出する。
 - ② 学校は、集団的な措置（臨時休業等）をとる場合、市町村教育委員会に電話で報告した後、FAX又はメールで、（麻しん・風しん）の発生及び措置状況（様式2-1）（P38）を提出する。
 - ③ 市町村教育委員会は、保健所、上北教育事務所へ電話で報告する。
- ※「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力は、確定診断後にお願いします。
- ※送付票（様式1）、（麻しん・風しん）の発生及び措置状況（様式2-1）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

(3) 食中毒・給食への異物混入等の発生時

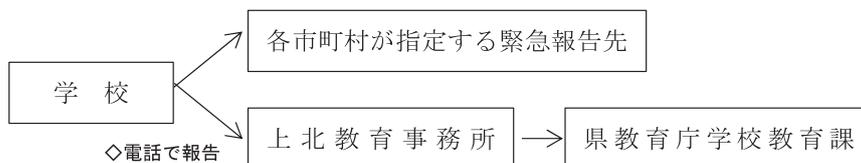


学校は、市町村教育委員会及び給食センターに電話で報告した後、把握している範囲で食中毒・経口感染症等の報告様式（P39）に情報を記入し、FAX又はメールで提出する。
※食中毒・経口感染症等の報告（P39）の電子データは、上北教育事務所ホームページからダウンロードできます。

(1)～(3)について、上記の報告ルートを基本とするが、各市町村のマニュアルを優先する。

3 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合

- ・学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合
- ・学校の敷地内で死亡している野鳥などを発見した場合



◇留意事項

- ① 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。また、死亡していた野鳥が検査対象外であっても、処理後は発見場所を消石灰（水酸化カルシウム）で消毒すること。
- ② 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにするため、放し飼いをしない、飼育施設に糞尿の落下を防ぐ屋根を設ける等の適切な措置を講じること。

4 その他

クマ、大型のイヌ、サルなどの鳥獣類の出現により、臨時休業や集団下校などの措置を講じた場合は、下記の流れにより速やかに報告すること。



送 付 票

_____あて

学校・保育所名 _____

所 在 地 _____

電 話 番 号 _____

担 当 者 _____

患者居住地	(市・町・村)		
学年(年齢)・性別	年 (歳)	男 ・ 女	
麻しん・風しんワクチン接種歴	あり ・ なし ・ 不明		
発症年月日	令和 年 月 日		
最終登校年月日	令和 年 月 日		
医療機関受診の有無	あり ・ なし 受診医療機関名 ()		
診断年月日	令和 年 月 日		
主症状 (該当するものに○をして下さい)	(麻しん(はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他 ()		
通学・通園(所)方法 (該当するものに○をして下さい)	1、徒歩、自転車 2、自動車(自動2輪も含む) 3、電車 (線 駅～ 駅) 4、バス (線 ～) 5、その他 ()		
クラブ・部活動等の状況			
備考:			

様式2-1 (麻しん・風しん)の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

学校名	立	学校	校長名		電話	-	-	
届出年月日	年	月	日()	担当者名	FAX	-	-	
措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、学級が複数の場合は合計数を記入する。)				B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。)				
A 在籍者数			名	学年組	在籍数	患者数	欠席者数 (出席停止者数)	遅刻・早退
B 患者数(欠席・遅刻・早退を含む)			名					
C 欠席者数 (再掲:出席停止者数)			名 ()	年 組			()	
D 遅刻・早退者数			名	年 組			()	
患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上すること。 (1)患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及びり患登校者数を含め計上する。 (2)欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんでないことが明らかである場合は計上しない。 (3)出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4)出席停止とされた児童、生徒については、送付票(様式1)についても報告する。				年 組			()	
				年 組			()	
				年 組			()	
				計			()	
※措置状況 対象及び 期日	1 学校閉鎖			月	日	~	日	
	2 学年閉鎖		()	年	月	日	~	日
			()	年	月	日	~	日
			()	年	月	日	~	日
	3 学級閉鎖		()	年 組)	月	日	~	日
		()	年 組)	月	日	~	日	
		()	年 組)	月	日	~	日	
		()	年 組)	月	日	~	日	
※ 学校医の指導		受けた		受けていない				
※ 保健所への連絡		連絡した		連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会、県立学校については県教育委員会が記入する)				

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）

報告者 (教育事務所)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育事務所 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)									
↑										
報告者 (市町村教育委員会)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 教育委員会 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)									
↑										
報告者 (学校)	発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) 発信者 立 学校 (職・氏名) 緊急連絡先 (TEL) (FAX)									
学校名	立 学校 校長名									
発生日時	令和 年 月 日 ()									
児童生徒の罹患・通院の状況	学校が複数にわたる場合は学校毎に記載	児童生徒の罹患状況 (月 日現在)						おもな症状		
	学年 在籍	欠席者		出席者		患者 合計	延べ 患者数	症状はある が通院して いない	※該当箇所に○ 腹痛・下痢 吐き気・おう吐 発熱・発疹 その他の症状 []	
	入院 通院	通院	患者 合計	延べ 患者数	症状はある が通院して いない					
	1									
	2									
	3									
	4									
	5								発生の状況	
6										
計										
措置 状況	学校医の 指示事項									
	学校がとった 措置									
	市町村教育委員 会がとった措置									
	保健所の指示									
その他参考となる 事項										

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。